

## 対談②

## 「『建設的対話』と『コンフリクト』について話してみる時間」

コーディネーター | 村田淳（京都大学学生総合支援機構）

対談パートナー | 川島聰（放送大学教養学部）

**村田** 京都大学の村田と申します。2007年に障害学生支援の仕事を始めました。当時はひとり職場だったのですが、少しずつ体制構築を進め、組織的に支援ができるようにしていきました。いまはたくさんの優秀なスタッフに支えられて仕事をしていますが、最近はマネジメントの仕事が多くなってきました。皆さんも知っていたいているかと思いますが、京都大学ではHEAPというプロジェクトをやっています。全国から寄せられた相談に乗ったり、こちらが出向いて各地のネットワークづくりのお手伝いをしたりしています。また、『ひと呼吸』という読みものをつくったり、各種の障害学生支援のコンテンツづくりも行っています。

こうした活動も少しずつ大きくなり、今年4月からはディスアビリティ・インクルージョンセンターという、支援の相談窓口とは異なるセンターが新たにできて、そこのプロジェ

クトとしてHEAPを継続していくことになりました。

以上がオフィシャルの自己紹介です。オフィシャル以外では、京都府宇治市生まれです。お茶の産地からやってまいりました。

**川島** 本日はよろしくお願ひいたします。現在、放送大学に所属していて、それまでは岡山理科大学におりました。

障害法（disability law）が専門で、障害者差別解消法や障害者権利条約などの研究をしております。

内閣府の差別禁止部会（2010年11月～2012年9月）がとりまとめた意見の基本的な考え方は、障害者差別解消法のなかに当時の可能な範囲で最大限盛り込まれたのですが、その部会の委員を務めました。

現在の障害者差別解消法に定める環境の整備のコンセプト、すなわち事前的改善措置は、



もともとは私が差別禁止部会で提案したものです。実はその時の差別禁止部会の意見では、事前的改善措置は「現時点では本法の対象とはしない」となっていました。ところが部会の手を離れて蓋を開けてみたら、事前的改善措置、環境の整備というのが障害者差別解消法に入っていたのですね。現在は環境の整備と合理的配慮は両輪として進めていくべきだと言われますが、環境の整備が法律に定められたのは意義深いことだったと思います。

**村田** 一つ聞いてみたいのですが、そもそも川島先生はなぜ障害法を研究されようと思われたのでしょうか。

**川島** 身近に障害のある人がいたことがあります。

なお、以前この大会にも来られたことのある東俊裕先生といまから20年以上前に「いつか障害法学会をつくろう」という話をした鮮明な記憶がありますが、2016年によく日本障害法学会が設立されました。これまで様々な方々とのご縁で障害法というものを研究してきたと言えると思います。

### 「建設的対話」と「コンフリクト」

**村田** ありがとうございます。では本題に入りたいと思います。

このプログラムのタイトルは「『建設的対話』と『コンフリクト』について話してみる時間」です。

「話してみる時間」なので、どこかに帰着点を設けて話してみようというわけではありません。私と川島先生のあいだで自然発生的に出てくる話題を取り上げ、それを突き詰めてみましょうという実験的なトークセッションだと思っていただければと思います。

皆さんにも考えてみてもらいたいのですが、建設的対話とコンフリクトという言葉の関係性はどういったものでしょうか。なんとなく、建設的対話が合理的配慮を構築していくプロセスにおいて欠かせないものだという認識はあると思います。一方でコンフリクトは、ざっくりいうと、揉めている状況や状態を指していると捉えられているかと思います。

また今日は、いろいろな職種、立場の方がいらっしゃると思いますので、この言葉がどう響くかは人によって変わる可能性があると思います。例えば、授業担当の先生だったら、合理的配慮のために対話をするとか、揉めことはなるべく起こしたくないと思われるかもしれません。

支援担当者であれば、建設的対話もするし、摩擦があるような状況とも付き合っていく。むしろ、摩擦をなくしていくにはどういう立ち振る舞いが必要かを考えるかもしれません。

あるいは、室長や部長、課長といったマネジメントをしている立場の人であれば、学内で揉めごとが起こってしまった時にどう解決するのか。どういうスキームを大学に置いておく必要があるのか、第三者組織をつくるべきかといったことを考えます。

後で触ますが、皆さんは第三者組織とは何かということが気になっているかと思います。大学の規模や性格によっても設置形態や位置付けが変わるかもしれない、そういうことを知りたいという声をよく聞きます。今日話すテーマは抽象度が高いので、そもそも人によって捉え方が変わるとと思いますが、皆さんと一緒に感覚になる必要はないと思っています。むしろ、どういった要素があるかをみんなで確認していく時間にできればと個人的には思っていて……と、川島先生も思っていると思います。

川島先生にお聞きしたいのですが、コンフリクトは紛争とよく言われます。建設的対話と紛争。今一度、これらの概念の定義から確認したいと思います。

川島 コンフリクトという言葉は紛争であったり、先ほど村田先生は摩擦とおっしゃいましたが、摩擦であったりそれ以外にも衝突であったりなど、いろいろなニュアンスがあります。本日、私はコンフリクトと紛争とを互

換的に用います。

先ほどの文部科学省からの講演で、第三次まとめ（障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ））の紹介がありましたが、そこに紛争の定義が書いてあって、「障害のある学生と大学等との間で相互に要求と拒絶がおこなわれているプロセスを『紛争』という」とあります。

例えば村田先生が教員で私が障害のある学生だとします。私が村田先生に、「文字通訳をすべての授業につけてください」と言うとします。これは要求です。仮に村田先生が「それはできない」と言ったとします。これが拒絶です。それだと困るから、私はもう一度、「考え方改めてほしい」と要求をする。この要求と拒絶が繰り返されている状態は、すでに紛争が起こっている状態と言えます。

実際にあるパターンとして、これもできない、あれもできないと大学側が拒絶を続け、代案も示さず突き放すような状態が続くと、学生の要求が拒絶され続けている状態になります。そこでもう一度要求をする学生もいれば、諦めて要求を引っ込めてしまう学生もいます。学生が要求を引っ込めてしまえば、ある意味、紛争は解決されていると言えますが、実際にバリアーにより修学上の困難が生じ、修学機会が損なわれている、というバリアフリー抜きの紛争解決には問題があります。

あるいは、要求を引っ込めずに再度学生が要求する。けれども、「できません」と先生に言われ、また拒絶される。この状態が2、3ヶ月続くとすれば、学生の修学機会がずっと損なわれていることになりますので、紛争が長期的に続くのも好ましくありません。

障害学生支援の文脈では、紛争解決や紛争防止がとても重要な課題となります。村田先生がおっしゃったように、単に第三者組織をつくったら万全だとはいえない、紛争の解決とは何か、それをどうやってやるのか、紛争がなくなればそれで良いのか、といったところを今日はお話ししたいと思います。

### 建設的対話とコンフリクトの関係性

川島 建設的対話とコンフリクト（紛争）とは対義語です。障害者差別解消法は、単に紛争がなくなればそれで良いというスタンスをとりません。社会的障壁の除去抜きの紛争解決には問題が残ります。そして、同法は紛争のモードを建設的対話のモードに切り替えてくださいと大学側に求めています。

たとえば学生がすべての授業に文字通訳を付けてくださいと言った時に、大学はまずはその要求を受け止める必要があります。さらに大学は、学生が具体的にどういうことに困っているかであったり、その困難を解決する方

法であったりと一緒に考えていくということが必要です。

大学側は学生の問題解決に向かって学生と一緒に考えていく。それを協調といいます。その協調するプロセスを建設的な対話と呼んでいるわけです。

法律が支援者に求めているスキルには、紛争のモードに陥らず建設的対話のモードにもっていくというスキルもあると思いますが、いかがでしょうか。

**村田** 話を聞いていると、この建設的対話と紛争は表裏一体のもので、障害学生支援の現場では不可避なものであるという気がしてきました。

建設的対話と紛争は二項対立で捉えられがちで紛争は揉めごとだから起こしてはいけない、起こさないためにどうするかという話になりがちですが、実はもう起きているということですね。

それに、一度の話し合いで折り合いがつくことの方が少なくて、紛争を嫌いするよりも、むしろそれとどう付き合うかを考えていくことが現場に求められていることではないでしょうか。

そもそも合理的配慮って、バリアがあるから必要になる。学生本人からすると、すでに今の状況に対して何らかの不服があるわけです。

要は、多くの平均的な人を前提として設計された空間で学び辛い状況にあり、機会損失が起きていることに対してバリアを除去してほしいという主張が出てくる。その主張が合理的配慮の申請である。

でも一方で、そのバリアは社会的障壁、つまり環境的要因が関わるものです。そうなると、合理的配慮を申請した本人の求めていることがすべて正しいとは限らない。本人が、環境的要因のすべてをわかっていないことがあります。そのため、それが起きると、当然それ違いが起きくるんです。つまり、授業の目的に照らすと、学生が要求する合理的配慮を提供できない場合もあるという話です。

川島先生のお話では、コーディネーターという役割の機能の一つは、いつでも紛争状況になり得るこれらの状況を建設的対話にスライドさせていくこと、それができることが技能の一つなんじゃないかというご指摘だと思いました。

**川島** そうですよね。紛争は起こしちゃいけないというよりは、もう起こっている。日常茶飯事に起こることなんです。

障害学生支援の場面に限らず、要求と拒絶を繰り返すことはいくらでもあります。例えば、家族旅行でどこに行くかという話をお父さんとお母さんがしている。お父さんは海、お母

さんは山と言っている。何度かラリーがあり、要求と拒絶が繰り返される。それは家庭内の紛争ともいえます。でも、普通にあることですよね。

紛争は当たり前に起こる事態だということです。紛争という言葉が強いだけで、要求と拒絶の繰り返しはよくあることで、一時的に局所的な紛争はいたるところにあるんです。ただし、重要度・深刻度の高い紛争のみを「紛争」と呼ぶこともあります。

一方で、紛争が全面化して長期化すると、障害のある学生の不利益が大きくなるので、それは避けた方が良い。つまり、紛争を全面化・長期化させないことがコーディネーターには求められているということです。

### コーディネーターの役割

**村田** 大学側に学生の要求をそのまま実現できない何らかの事情がある時に、コーディネーターがどう動いていくかということですね。

大学という組織では、すぐに問題解決できないことは多分にあります。例えば、担当の先生が障害についてあまり理解していないような場合。

その先生に対して「法律違反です」と言うことが解決に繋がるかというと、現場の感覚で

いえば非常に微妙です。これは運動だと思って、差別であると指摘することもできますが、それをすると本人と先生との関係性も悪くなると考える。

なので、アドボケイトを達成しようと考えた時に、つまり結果を追い求めた際のプロセスとして、早くバリアを除去したいというのは当然だけれどもあえて時間をかけながら先生の納得感を得ていくことが必要な場合もあります。でもそうすると解決が遅くなるし、本人の要求に対して一部を一時的にでも拒絶する事態が発生してしまう可能性がある。そういうジレンマもあります。

そういう時に私がすることは二つです。

一つは、本人に種明かしをする。大学の事情や支援者として得た情報、自分の感覚も含めてあまり隠さずに伝えていく。先生とやり取りしていくなかでこういうことがしがらみになっているとか、本当はここまでやりたいんだけどもそれをやることによって次にどういうことが起こり得るかといったことまで本人に伝えます。

そこでは本人の自己決定が必要になってきますし、支援者としてはそれを誘導するようなことにならないように細心の注意が必要だと思います。その上で、学生本人がその問題を突破してほしいと主張するのか、別の方法を考えたいとなるのか。そういう話し合いを

続けていると、学生を二、三週間放置するようなことは起きません。

もう一つはスマールステップをどうつくるかという話です。

目の前のバリアを除去するために、学生から複数の要求が出されるとします。それらが妥当な要求であったとしても、要望に応える際のスピード感は異なる場合があります。例えば、そのような時に全てが整ってから動き出そうとすると、妙に時間がかかってしまうような場合もある。そのような時には動けるところから動いていって、本人や先生の反応を確認しつつ、段階的に進めていくというほうが良いこともあります。

一つひとつを積み重ねていくことで、教員も、支援や配慮の手応えを感じていける。そうすると、もう一步先のこともやってみようと思えるかもしれない。

**川島** 一つ目のお話は、障害学生に寄り添う話にも関連して、紛争の防止や解決にとって重要な点です。

本日の午前の講演で伴走型という言葉が出ましたが、学生に寄り添って学生の困っていることを一緒に解決していこうとする姿勢は、要求と拒絶のモードではなく建設的対話のモードと言えます。

二つ目のできることをやるということも重要

です。単に理想論的に考えるのではなく、修学機会を妨げる社会的障壁の除去に実際に役立つように、法律のフレームワークに沿ってプラグマティックに、できることを現場でどんどんやっていきましょうということですね。これも障害学生支援にとって大切なポイントだと思いました。

**村田** ありがとうございます。これは何も特別なことではなくて、現場レベルではそういうことを素朴にやっているんだと思います。

#### 紛争解決のための第三者組織の役割

**村田** ここまで話はあくまでも紛争状況をいかに建設的対話モードにできるかという、ある種、現場の知みたいな話だったと思うのですが、実際にはもっとどうしようもない状況が起こり得ますよね。

そうした時のために第三者委員会をつくっておくとか、異議申し立てのフローをつくっておくといった話があると思います。

ただ、第三者の視点を入れると言い始めた途端に「出るところ出ましょう」みたいな話になって、急にモードが激変することにならないでしょうか。

**川島** そうですね。私も同じ問題意識をもつ

ています。

要求と拒絶を繰り返す状況で、どちらが正しかったかをジャッジメントしてもらうとなると、勝ち負けの話になって、負けた方は勝った方に従わないといけなくなる。

そういうアプローチが教員と学生との良い関係性をつくる上ではマイナスになる可能性があります。それは最後の手段であって、最初から第三者組織に判断を委ねましょうというのは障害者差別解消法の求める共生社会からもかけ離れていると思います。建設的対話は、相互理解を深めるためのものです。

それからもう一つ大切なことは、建設的対話をサポートできる体制があるかどうかということです。

学生の要望に教員が対応できない時、当事者間でそれを建設的対話のモードに切り替えるのは非常に難しいことがあります。その場合は周りがサポートしないといけない、と思います。あるいは、障害学生支援のスタッフと学生との間でも紛争のようなことが起きる場合があります。それを建設的対話へと促すシステムが用意されているかが課題になると思います。

**村田** とても面白い論点ですね。

紛争防止を諂るために第三者組織を設けることも大切ですが、建設的対話をサポートできる体制があるかどうかという話は、そのもっ

と手前の話ですよね。

先ほど、何か問題が起こりそうな時のコーディネーターの役割、機能の話をしましたが、一方でコーディネーターや教職員をサポートできる体制が必要だというご提案だと思いました。

これは、体制整備における問題提起として受け止められると思います。

### 第三者の役割

**村田** 第三者組織については皆さんも非常に気にされているのではないかと思います。まず、誰が第三者にあたるのでしょうか。状況によって異なる可能性もありますよね。例えば、教員と学生の間で紛争が起きていたとすれば、コーディネーターや支援室が第三者になる。支援室と学生が揉めている状況であればまた違ってきます。

学内で考え得る第三者とは誰なのか、状況によって違うのか、どのように考えられるでしょうか。

**川島** 第二次まとめに、第三者組織という言葉が入っています。「紛争解決のための第三者組織」とは「障害のある学生と大学等との間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整をおこなう組

織」とあると広く定義されています。そして、類似の組織としては「ハラスメント防止委員会等が挙げられる」と書かれています。

先ほど村田先生がおっしゃったような、両当事者の視点とは異なる視点というのが、第三者的視点の広い定義となります。

しかしながらこの第三者がかなり偏った視点をもつ者であれば、両当事者は、その第三者の言うことに従いたくないと思うはずです。ですので、当事者双方が信頼できる第三者を置く必要があります。

**村田** なるほど。でも、例えば支援室と学生が揉めているとしますよね。それに対処するための委員会、例えば人権委員会などのコンプライアンスの委員会に諮るということがあると思うのですが、ここで疑問なのは、この委員会も学内組織なわけで、結局は大学の事情を踏まえた判断や対応になっていくのではないかということです。そこはどう考えればいいのでしょうか。

**川島** ハラスメント防止委員会なんかがそうですよね。ご存知の通り、従業員がハラスメントに悩んで窓口に相談に行ったら、結果的に会社を辞めざるを得なくなったという話もあるわけです。所詮は同じ組織なので、限界があります。

それでもやはり、学問の自由のために大学の自治というものがありますので、障害のある学生の入学や修学をめぐり生じた問題はまずは大学が学内でしっかり解決するのが望ましいと思います。限界があるなかでもやれるところまではしっかりやりましょうということです。なので、学内の第三者組織も必要です。もちろん紛争がもっとこじれてどうしようもなくなった時には裁判など学外に出ていくしかないこともあるでしょうが、それが学生にとって望ましいかというと学生のコスト面などで必ずしもそうではないだろうし、当然大学にとっても問題が外に拡散していくのは大学の自治という点でもよろしくない。

どちらにとってもよろしくない状況は避けた方がいいんじゃないかということで、結局振り出しに戻って、まずは当事者間で相互理解を深めて建設的対話をしていくことを可能とする組織づくりが望まれます。

建設的対話を通して合理的配慮ができるよう大学側はどんどん体制を整えて、対話しながら合理的配慮を行なっていく。結局は、そうした対話を促す組織づくりが大切です。

**村田** また話が戻ってきた感じがしますが、でもすごく重要なポイントだと思います。大学のなかに第三者組織をつくる意義は、一人ひとりの教職員がしっかりとやらなければい



けないことを自覚するために、あるいは、差別をしてしまうかもしれない自分たちのことをモニタリングするために、その監視機関として機能するということです。ですので、何か揉めごとが大きくなった時に逃げ込む先というわけではありません。

あと、学外にも相談窓口というのがあって、例えば地域の協議会がそういう機能を果たすことになっていると思いますが、実はそこに大学や学生が相談しにいっても、「それは大変ですね。しっかり建設的対話をしていただいて、お互いの理解を深めてください」とアドバイスをもらうだけで、紛争解決のための調停機関にはなっていない現状があります。

そしておそらく今後も難しいのではないかと思います。なぜなら、特定の状況下で起こっている差別的な事案に対して、その状況を十分に理解していない外部の第三者組織が調停で入るのは簡単ではないと思うからです。

例えば調停をするためにはかなりの時間がかかると思うのですが、その間に学生の機会損失がずっと生じている状態が起こり得ます。となると、やはり現場レベルでどうにかしなくてはいけないという話に戻ってくるんですね。

### コーディネーターのメディエーター的役割

村田 ちょっとここで、私たちが普段使っているコーディネートという言葉について考えてみたいと思います。あまりきちんとした定義はないと思っていて、「コーディネーターの仕事って何ですか?」ってここで聞いたら、皆さん違う答えが返ってくる可能性がある。川島先生はよく紛争解決の手法としてメディエーションという言葉を使われますよね。法廷にもち込まずに解決するために、当事者間の関係性の修復を目的としてメディエーターは中立的な第三者として関与します。そうしたメディエーターとコーディネーターの違いや重なりを知りたいのですが、コーディネートとメディエーションとは並列的に扱われるもなのか、あるいはコーディネートのなかにメディエーションが入り込んでくるのか、その関係性を教えていただけますか。

川島 両者の関係性をここで厳密に定義するのは難しいのですが、少なくとも重なり合うところはあって、実はコーディネーターの仕事のなかにメディエーション的な部分が既に入っているのではないかと思います。メディエーションの重要な役割の一つに、紛争解決のために両当事者の建設的対話を支援し、合意形成と相互理解を促すことがあります

す。そう考えると、障害学生支援に従事する現場の方々は既にメディエーション的なことをされているのではないかでしょうか。話は少し飛びますが、障害者権利条約は、障害のある方のことを他者が代わりに決定する「代行決定 (substitute decision making)」を禁止しています。“supported decision making”という表現で、本人の意思決定を支援しなければいけないと言っているんですね。紛争が起きた時、その紛争の第三者となったコーディネーターは両当事者の意向を抜きに代わりに決めてしまうのではなく、両当事者相互の主体的な対話を支援することが求められている、ということです。それはまさにメディエーターの役割でもあるのですが、現場のコーディネーターが行なっていることもありますよね。

村田 なるほど。非常に重なるわけですね。

川島 障害学生支援室の職員の方々の立場をいま一度整理したいのですが、①障害学生をサポートする、②教職員をサポートする、③両者間の建設的対話をサポートするという三つの役割が少なくともあります。特に直接的にはこの三つめ（③）が、メディエーター的な役割と重なると言えると思います。ここで問題となるのは、こうした役割を担っ

ているコーディネーター自身が紛争当事者になった場合です。そこは、まずは実践知を積み重ねていくしかないと思うのですが、村田先生から何かご助言をいただけますでしょうか。

**村田** 硬い表現を使うのはあまり好きじゃないのですが、どう職能を高めていくかという話になると思います。

知識や技能、それを操る時のマインドや意識、リテラシーといったものを積み重ねていく話になります。

こうした技能を一人で積み重ねていくのは非常に難しくて、それは技術的にというより、一人でやってしまうとチューニングができないからという意味なのですが、一人では蛸壺化してしまい、いくら積み重ねても個人の経験知でしかなくなってしまうわけです。

例えば今日みたいに川島先生と喋ってみて、「それいいですね」とか、「いやそれはちょっと違うんじゃないですか」とか言い合って、そうやって初めて実践知が積み上げられていくのではないかと思います。

**川島** それは重要なご指摘だと思います。そう考えると、AHEAD JAPANのような場が実践知を積み重ねていくプラットフォームの一つになるのかもしれません。

**村田** 今日の大きな気付きの一つは、コーディネーターが建設的対話を促すような機能を果たしていく時、それをケアするための組織的体制が必要だというお話です。

それから第三者組織の限界を理解しながら、最後はまた現場に戻っていくという話が印象的でした。

今日はあくまでも「話してみる時間」ということで、はじめに答えを見つけるわけではないと申しましたが、障害学生支援の目指すべき先を一つに決めてしまうのではなくて、みんなで足りないところを知り、何が差別かを考え続けることが大事だと思いました。

## 登壇者プロフィール

村田淳（むらたじゅん）

京都大学学生総合支援機構・准教授。同大学のDRC（障害学生支援部門）・部門長／チーフコーディネーター、及びディスアビリティ・インクルージョンセンター（DIINセンター）・センター長を務める。2007年より、京都大学における障害学生支援に従事。組織的な支援体制の構築や合理的配慮の提供に関するシステムを構築するなど、組織・部署のマネジメント業務を担う一方、障害のある学生に関する相談・支援コーディネート・各種コンサルテーションをはじめ、支援現場で様々な取り組みを行う。対外的な活動も担いつつ、日々、大学における障害学生支援のコーディネーター・プロジェクトディレクターとして従事する実践家。



川島聰（かわしまさとし）

新潟大学大学院修了（2005年）。博士（法学）。研究分野は国際人権法と障害法。東京大学大学院特任研究員、岡山理科大学教授などを経て、現在は放送大学において教養学部教授、学長補佐、障害学生支援に関する委員会委員長。また現在、日本障害法学会理事、障害学会理事、国際人権法学会理事、全国高等教育障害学生支援協議会理事、文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会」委員、日本学生支援機構「障害学生支援委員会」委員・専門部会長など。過去に、内閣府障がい者制度改革推進会議（障害者政策委員会）差別禁止部会構成員（2010年-12年）、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会」委員（2023年）など。

